

平成 29 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 29 年 9 月 26 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒 川 紀 世 子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山 並 正	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	柿 塚 一
主 査	大 林 喜 光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 51 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 52 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年天草市農業委員会第9回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。最近、研修会などが続いて皆様には大変お世話になりました。また、8日には、ひまわりの播種をしました。担当地区の農業委員さん、推進委員さんにはお世話になりました。嶋田委員には、最初の草払いやいろいろな準備をしていただいて、大変だったことだろうと思います。ありがとうございました。それでは、本日もよろしくお願ひします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、全員の委員が出席でございますので、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、10番、小堀田委員、11番、嶋田委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の1ページをお開きください。1番について説明します。志柿町の譲受人は、熊本市東区の譲渡人より、本渡町の田2,454㎡と畑138㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合から西へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはキクイモを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は、大阪府寝屋川市の譲渡人より、亀場町の畑 256 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北東へ約 100m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。栢宇土町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田 1,971 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した国道 266 号線と県道本渡下田線の交差点から東へ約 500m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田 410 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約 3.1km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。河浦町の譲受人は兵庫県伊丹市の譲渡人より、河浦町の田 883 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約 1.2km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は楠浦町の個人で楠浦町の畑 225 m²を駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北西へ約 400m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、家族所有の車が増えたため、駐車場として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で倉岳町の畑 361 m²を貸駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市倉岳支所浦出張所から北西へ約 100m、青色で着色した県道有明倉岳線の北西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込めるため、13 台分の駐車場として整地し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に造成しているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田 1,627 m²に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。

黄色で着色した天草市役所新和支所から東へ約3.1km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地は山林に囲まれており農地としての管理が難しいためクヌギ200を本植林し管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は千葉県木更津市の個人で、河浦町の畑90㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した上平港周辺で、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、実家に車庫がなかったことと、台風被害にあったため、防風対策として車庫を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に建設されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は諏訪町の個人で、古川町の畑 207 m²を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡南小学校から南へ約 300m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅近くに駐車場がなく不便なことから、駐車場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に駐車場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は栄町の個人で、本渡町の畑 375 m²を売買により取得し、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から西へ約 500m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいですが、子供が大きくなり手狭になってきたため、個人住宅を建設し残地は駐車場及び庭として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。転用者は大阪市の法人で、五和町の畑216㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したおおくすから南西へ約1km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネルを265枚設置し売電する計画です。今回の申請面積は216㎡ですが、申請地周辺は以前に転用許可がされており、今回申請分と併せて、太陽光パネル2,628枚、総事業面積9,236㎡となっております。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田4.98㎡を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約500m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、面積が小さく、周囲も宅地に囲まれているため、宅地として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に宅地の一部として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 51 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 51 号について説明します。資料②の 4 ページからご説明いたします。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 29 件、再設定の計画が 5 件、合計 35 件で、総面積は 139,938.24 m²となっております。所有権移転の計画 1 件は、五和町の個人が熊本県農業公社から売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の 19 ページの審査資料の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 35 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 52 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 52 号について説明します。資料②の 20 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町 6 件、本渡町 2 件、山の手町 1 件、筆数は全体で 19 筆、面積は合計で 10,949 m²となっております。現地確認を実施し、22 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番から 10 番の申請地周辺の地図です。次が 1 番の航空写真です。次が 2 番の航空写真です。次が 3 番、4 番、5 番、7 番、8 番の航空写真です。次が 6 番、9 番、10 番の航空写真です。次が 1 番、2 番、3 番、4 番の現地の写真になります。次が 5 番、6 番、7 番、8 番の現地の写真になります。次が 9 番、10 番の現地の写真になります。次が 11 番から 17 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が 11 番から 14 番の現地の写真になります。次も 11 番から 14 番の現地の写真になります。次が 15 番、16 番の現地の写真になります。次が 17 番の現地の写真になります。次が 18 番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次

が 19 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が 19 番の現地の写真になります。

以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がないようでしたら議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 21 ページに記載しております。

農地利用・形状変更届については、有明町 1 件、田を盛り土し畑として利用したいというものでした。第 4 条の許可不要転用届、第 5 条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

午後 2 時 50 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 嶋田浩二

署名委員 小堀田幸一